

病児・病後児保育事業には 次の2つの種類があります

①病児保育

子どもが病気の「回復期に至らない場合」で
当面の状況の急変が認められないときに、
病院・診療所、保育所等に設けられた専用ス
ペースで一時的に保育を行います。

②病後児保育

子どもが病気の「回復期」で
集団保育が困難なときに、
病院・診療所、保育所等に設けられた専用ス
ペースで一時的に保育を行います。

※施設によっては、①病児保育室②病後児保育室の
両方を行っている場合があります。

利用しているパパ・ママの声



共働きで両親ともに仕事を休め
ず、こういう施設があってあり
がたいです。医療面、保育面も
合わせて満足しています。

受け入れてもらえた時はすごく
ホッとします。この場所がある
ので仕事も頑張れます。子供の
こともよく見ていただいている
ので、安心して働いています。



予約から利用までの流れ

病児保育室の一例を挙げています。
詳しくは利用される施設、または各市町村の
ホームページよりご確認ください。



お子様が発病



施設に利用予約



小児科医を受診



病児・病後児室へ入室



病気回復



留意点

- 1 他の医院にて診察を受けられた場合でも、病状把握のため、施設指定の小児科医の診察が必要です。
- 2 施設の利用にあたっては、利用申請書・問診票・病状経過などの必要書類の記入が必要です。
※初めての受け入れがスムーズに行えるよう、事前登録していただくこともできます。
- 3 一部の病児保育室では、施設の所在する周辺市町村にお住まいの方でも利用することができます。
- 4 各施設の利用対象地域、利用対象児童、利用時間、利用料については、各市町村のホームページをご確認下さい。

急な病気でも安心！

鳥取県 病児・病後児 保育ガイド



病児・病後児保育とは？

子どもが感染症などの病気にかかり、保育所等に行くことができず、仕事のために休めないときなどに、保育士・看護師が、子供の状態に合わせた適切な保育・看護を行う場所が、病児・病後児保育室です。
必要なときに、病児・病後児保育をスムーズに利用できるように、事前にお住まいの地域の施設や利用手続きを確認しておく、いざという時に安心です。

